



巻頭言

目標と評価

－その質の考え方－



齋藤 康

大学基準協会副会長
千葉大学長

大学がその役割として必要とされる事柄を掲げ、それを遂行しているかどうかについて評価するという基本は必要なことであり、大切なことである。しかし“役割として掲げるもの”とは必ずしも普遍的なものではなく、その時代におかれたその大学の状況や国家的課題によって変化してきたという歴史もある。

大学制度がはじめられた明治初期の時代には、西欧科学文化へのあこがれやその文化へ追いつくためのエリートの育成などが掲げていたように思われ、それはきわめて鮮明な指針であったと思われる。それらの指針を達成するために目的も定められ、いろいろな施策がなされ、学校制度もシステムも現在とは異なっていたといえるであろう。現代から考えると極めて明快な目標であるように思われる。ひとつの例として旧制高校という存在は、ノスタルジアとして語られるだけでなく、その時代に大きな役割を果たしていたと思われる。広く教育研究という分野でバランスの取れた評価がなされていたかどうかは疑わしいが、ひとつの目的に向かって若者を国の指針にしたがって育成する、という目標はある程度達成していたという評価だったのではないだろうか。もちろん、その弊害も見逃すわけにはいかないものもあったのかもしれない。

では、現在はどうかであろうか。ある一定基準が設定され、それらの評価が行われている。きわめて詳細であり、全体のバランスを考慮した評価であると思われる。

目標とその評価によって全てがよくなるということは理想であるかもしれない。しかし考え方によっては、何かを犠牲にしてもそれをいつか修復できるという道筋があるのなら、その目標には当然強弱があってもいいのではないだろうか。われわれは評価によって何を勝ち得ているかとしているのか、という疑問もある。現在の評価はMinimum requirementを求めているものかとさえ思われるが、小生はこの評価によってさらに質の高い、特徴ある大学をつくることを目指していくべき指標であると思っている。満遍なく、学ぶものへの満足度をあげるためにもMinimum requirementを求めることの必要はあるのかもしれない。しかし一方では、ある基準に達しないものを切り捨てるとしても、もっと輝ける部分を評価して伸ばすという目標を掲げて努力することを評価するというにはならないものだろうか。求める大学の質も、時代時代で変化してきたという歴史がある。そうであれば、もっとその大学の特徴をいかす、あるいは伸ばしていくことのできる評価システムがつくられるべきではないだろうか。

現在の評価に携わる職員の努力に敬服しながら、そして評価をしていただく方々の労苦に感謝しながら、その評価の意義と価値によって、大学がそれぞれの特徴をお互いに羨ましく思うことのできる存在でありつつ、それを真似ることなく自らのすばらしさをさらに伸ばしていけるような評価になってほしいと思うのである。

平成22年度機関別認証評価・各専門職大学院認証評価終了 — 認証評価結果を公表しました —

3月11日開催の第105回評議員会及び臨時理事会における審議を経て、平成22年度の大学評価・短期大学認証評価・法科大学院認証評価（追評価）・経営系専門職大学院認証評価・公共政策系専門職大学院認証評価の結果が決定されました。

平成22年度に認証評価を受審した大学は、大学評価63大学、短期大学認証評価7短期大学、法科大学院認証評価（追評価）4大学、経営系専門職大学院認証評価9大学、公共政策系専門職大学院認証評価1大学です。

なお、評価結果については、本協会のホームページ (<http://www.juaa.or.jp/>) に全文公表しています。

第7回大学評価（機関別認証評価）を終えて — 大学評価委員会を代表して —

鈴木 典比古 大学評価委員会委員長
国際基督教大学 学長

本協会の平成22年度認証評価作業については、例年とは異なる特徴がいくつか見られた。平成16年度から始まった大学認証評価制度は、7年間で1クール(cours=期間)として7年間に1度の受審を義務付けているが、平成22年度はその第1クルールの最後の年であった。このため受審大学数が63大学と、過去最多を記録したが、自己点検・評価報告書の出来栄から、中には残念ながら「駆け込み」と思われる受審申請を行った大学も見受けられた。

評価作業のために動員した評価員の多くは大学教員であるが（それ故、大学評価はpeer review-同僚による評価-とも言われる）、その評価委員の数も過去最多の延べ約680名に達した。残念ながら、「不適合」の判定をせざるを得ない大学があったほか、判定を「保留」とした大学も6大学を数えた。また、平成19年度において「保留」になった4大学が、受審時に指摘された事項の改善を成し遂げて再評価を申請してきた。これらの4大学の再評価を行った結果、4大学とも改善に向けた努力が一定の成果を上げており、「適合」となった。本協会としては、この4大学の努力を讃え、教

育の質向上のために一層の努力を望みたい。

多くの大学は「適合」の判定を受けたが、これらの大学は判定基準の諸項目において、日常的な自助努力を行っている。あるいは、認証評価を受審するために新しく自助努力を始めた大学もあろう。いずれにせよ本協会の認証評価作業と評価結果の公表が各大学の教育・研究・管理運営において自覚的努力と質向上活動を促すことに有効な役割を果たしていることを確認した。ただ、以下の諸点に関しては未だに問題無しとしない。すなわち、FDの実質化、学生の学習の活性化に資するシラバス作成、学生アンケート結果の改善へのフィードバック、などである。また、大学院教育の組織的展開がまだ不十分であることも認めざるを得ない。

平成23年度からは認証評価制度の第2クールに入る。第2クールでは、第1クールでの経験を踏まえて新しい評価基準や評価体制で臨むが、その基本は①教育・研究・管理運営等について「大学内の有効な自律的PDCAサイクル」の検証、②受審を申請する大学と本協会双方の評価作業の簡素化、にある。

第4回短期大学認証評価を終えて —短期大学評価委員会を代表して—

安川 悦子 短期大学評価委員会委員長
福山市立女子短期大学 学長

平成22年度、短期大学評価委員会は7つの短期大学の評価を行った。うち6短期大学は基準に適合していると判定し、1短期大学については保留とした。

短期大学の評価もすでに4回目を迎え評価のためのマニュアルも整備され、評価分科会での評価作業も、評価委員会でのまとめと調整も比較的順調に進められた。提出された「自己点検・評価報告書」と「基礎データ」をもとに、4月から評価作業に着手し、当該短期大学とやりとりをする中、10月には実地視察を行い、12月には評価結果をまとめ、翌年2月には、これをもとにした当該短期大学からの「意見申立」を検討した。ほぼ1年にわたって行われる認証評価の作業はこうして終わる。

大学の認証評価の積極的な意義は、大学基準協会をとおしての当該短期大学と評価委員会とのこうしたやりとりそのものの中にあると思う。例えば、「自己点検・評価報告書」を提出する段階では、設置基準上からみた専任教員の不足や大学運営上必要な規程や規則の不備であったものが、評価委員会とのやりとりの中で調えられ、評価報告書が作成されるまでに

は、学生の受け入れや財務など、即座には修正できないものを残して改善される。ピア・レビューを建前とする大学の認証評価の精神からみて、こうしたやりとりは、どんなに面倒でも大切にされるべきであると思われる。

認証評価をした7つの短期大学のうち、設置の形態で分ければ、公立の短期大学が2校、規模の大きな私立大学の併設校が4校、そして医療技術の専門職を養成する私立の短期大学が1校であった。これらの短期大学は設置主体に応じてそれぞれの特徴を備えていた。設置者が地方公共団体であるところは少人数の丁寧な教育が行われている反面、施設や設備が老朽化しており、大学付属の短期大学は恵まれた施設や環境を備えているが、短期大学固有の教育問題が埋没してしまっており、悪くすれば大学全体の運営やガバナンスに振り回される。設置形態の如何によらないで、短期大学がもつ固有の教育目標をどのように実現していくかを考慮しながら評価するにはどうしたらよいのか。認証評価にあたっての残された課題の一つである。

第4回法科大学院認証評価（追評価）を終えて —法科大学院認証評価委員会を代表して—

佐上 善和 法科大学院認証評価委員会委員長
立命館大学法務研究科教授

本協会の法科大学院認証評価において、追評価は平成22年の法科大学院認証評価に関する規程の一部改定によって導入されたものである。本協会の法科大学院認証評価制度の発足時には、認証評価結果は、適合、不適合のいずれかであり、適合の場合には認証評価結果に付された勧告または問題点については、本協会の定める期限内に改善報告書の提出が求められ、認証評価委員会で検討を行い、認証評価後も継続的に助言等を行うことができることになっている。これに対して、不適合の場合には当該の大学において不適合の理由とされた事項の改善に努めても、次回の認証評価までその結果を変更する余地は存在しなかった。

新たに導入された追評価の制度は次のようなものである。適格認定を受けられなかった大学は、認証評価を受けた翌年度または翌々年度に限って、適格認定の判定に至らないとされた問題事項を対象として追評価を申請することができる。追評価の結果、問題点が改善され法科大学院基準を満たしていると判定されたときは、適合の認定を受けることができる。追評価の過程は、本来の認証評価のそれに準じている。申請大学は、適

格認定を受けられなかった問題事項に対する追評価改善報告書を提出する。追評価を行うための追評価分科会は、書面評価及び実地調査によって評価を行うことを原則とするが、書面評価で改善が確認できる場合には、実地調査を省略することができる。

平成22年度は、平成20年度に認証評価を受けて不適合と判定された4大学から追評価の申請がなされ、1大学あたり3名による分科会を設置した。書面評価のみで改善が確認できると判断されたのは2大学であり、残り2大学については厳格な成績評価等が問題事項であったため実地調査を行い、資料の確認をするとともに大学関係者との面談をも実施した。不適合の理由が、厳格な成績評価がなされていないことによる場合など、追評価では、教授会等での検討経過、改善の取組みに加え、実際にどのように実践されているかを厳密に見極める必要がある。以前の状況と照らし合わせて、改善状態を把握するのは困難であったが、同時に各法科大学院が、評価結果を受けて真摯に改善の努力に取り組んでいることを実感することができた。

第3回経営系専門職大学院認証評価を終えて - 経営系専門職大学院認証評価委員会を代表して -

青井 倫一 経営系専門職大学院認証評価委員会委員長
慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授

経営系専門職大学院認証評価も第3回目となり、今年度の9校の認証評価（3年間で合計29校）を終えて、日本における経営系専門職大学院の直面する課題及び大学基準協会としての認証評価体制の課題がそれぞれ明確になってきたと思われる。

経営系専門職大学院は、学位によってマネジメント系、会計系、MOT系とおおまかに分けられ、また大学院の所在地域において、大都市圏、地域と分類される。そして大都市圏・地域双方ともに、クリティカルな学生規模に到達・維持するという経営課題を変わらず抱えている。働きながら学ぶためのより良い環境を学生にどう提供すべきか、時代環境の推移のなかで多様な科目をどう提供するかという課題に、充分でない経営資源のもとで各校努力をしている。

しかし、各校の努力だけでは期待される成果を生みにくい状況も存在する。会計系においては、現行制度の設計思想と学生に代表される市場ニーズとの乖離が大きく、その解消を専門職大学院にすべて負わせるのは一考を要する。マネジメント系に

おいてはビジネス社会における存在感を増すための専門職大学院全体としてのマーケティング戦略が必要である。MOT系においてはマネジメント系との交流を図ることを模索するのもよいかと思われる。

専門職大学院が誕生して8年経ち、これまでの関係者の努力は評価するが、現時点ではいくつかの点で制度的な面の再設計の必要性が存在する。実務・アカデミア間が双方向に学ぶということの有効性を高める制度の再設計は着手すべきであろう。

また同時に、認証評価を行う機関としても、専門職大学院の質に関して適合・不適合を5年おきに認証評価するだけでなく、グローバル環境の変化と大学院の国際競争の激化を認識して、日本の経営系専門職大学院の質の更なる向上を目指し、また各校のミッションの多様性を認識した“真摯なpeer review”を根幹にした、“連続的な”認証評価の体制に大学基準協会も移行していかなければならないと確信している。

第1回公共政策系専門職大学院認証評価を終えて - 公共政策系専門職大学院認証評価委員会を代表して -

金本 良嗣 公共政策系専門職大学院認証評価委員会委員長
東京大学公共政策大学院教授

大学基準協会による公共政策系専門職大学院認証評価は今回が初回であった。認証評価の申請があったのは、京都大学大学院公共政策教育部公共政策専攻（以下、公共政策大学院）のみであり、認証評価委員会においては、評価基準に照らして慎重に評価した結果、問題なく「適合」となった。

京都大学公共政策大学院においては、「わが国のみならず世界的な規模で国家や公共団体その他の公共部門を大きく揺るがせている近年の激しい社会的変動を前にして、それらの公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力をそなえた、また、公共的な役割をになう強い倫理観を持った高度専門職業人を養成すること」という目的を設定し、この目的を達成すべく、各評価項目に対して真摯な取り組みを行っていると判断された。

基準で要求されている条件をすべて満たしているだけでなく、特に、以下の諸点が高く評価できるとされた。

(1) 外部有識者6名から構成される「公共政策大学院外部評価委員会」を設置し、充実した外部評価が過去3年度毎年行われたことに加えて、この度の認証評価実施期間中においても、別途自己点検・評価報告書が公開された。

(2) 教育内容については、「クラスター科目群」により、ジェネラリストであるとともに特定の課題に関するスペシャリストとしての能力をも養成しようとしており、外国人教員による実践的な授業を行い、国際会議の場におけるディベート能力やプレゼンテーション能力、英語で起案する能力等を涵養しようとしている。さらに、ゲストスピーカーによる講演会やセミナーを積極的に開催して最先端の議論の紹介に努めているほか、教育方法にも工夫が見られる。

(3) 学生に対しては、「霞が関特別講演」および「企業特別講演会」を開催し、実務的な知識や進路に関する情報等を提供しているほか、「投書箱」の設置など常に学生の要望を聴取する仕組みがあるとともに、学生の自主的な活動である、ホームページ作成への参画、雑誌『公共空間』の編集・刊行、学生相互の間でのキャリア支援活動および自主的勉強会などを支援している。

京都大学公共政策大学院においては、公共政策系専門職大学院としての教育向上に今後も邁進されることを期待したい。また、認証評価委員会においても、本協会における認証評価が公共政策系専門職大学院の発展の一助となるべく努力を積み重ねていく所存である。

認証評価を顧みて

出川 雅邦 静岡県立大学副学長
(薬学部 教授)

大学評価を受審して

本学は、静岡県立の静岡薬科大学、静岡女子大学、静岡女子短期大学を統合・再編して昭和62年4月に開学し、現在、薬学部、食品栄養科学部、国際関係学部、経営情報学部、看護学部の5学部及び環境科学研究所、短期大学部とともに薬学研究科、生活健康科学研究科、国際関係学研究科、経営情報学研究科（平成23年4月から経営情報イノベーション研究科と改組）、看護学研究科の5研究科を併設している。本年は開学25周年を迎える。

この間、平成5年度に自己評価規程及び自己評価委員会規程を制定し、学長を委員長とする自己評価委員会及び幹事会を設置し、自己点検・評価を実施してきている。また、大学全体としては平成6年、17年の2回、その結果を公表してきたところである。

認証評価制度の施行後、平成19年4月に本学は公立大学法人化した。その変革の中で、平成21年度の認証評価の受審を中期計画に定め、平成20年度に、第3回目の自己点検・評価を実施することとした。

このため、学内組織として、自己評価委員会及び同時期に認証評価を受審する短期大学部の自己点検・自己評価委員会と合同の大学認証評価委員会を設けた。また、具体的内容を検討するにあたり、点検評価項目ごとに評価作業を分担する教育研究評価専門部会、学生受入・学生生活評価専門部会、図書館・社会貢献評価専門部会、管理運営評価専門部会、短期大学部評価専門部会の5つの専門部会を設け、委員会事務局に専任スタッフ1名を配置し、自己点検・評価を実施した。

顧みると、本学が今回の自己点検・評価作業に

本格的に着手したのは、平成20年度においてである。4月の大学基準協会の説明会出席後、5月に全体スケジュールを策定し、各専門部会の分担、自己点検・評価報告書の執筆者の割り振りを行った。その後、専門部会ごとに数回の議論を行い、8-9月に集中して自己点検・評価報告書、大学基礎データの取りまとめを行った。この自己点検・評価の過程で、評価基準に対して、本学の現状が進んでいる事項と遅れている事項があることが明らかになった。遅れている事項に関しては、その改善を図るため、単なる一般論ではなく、必要かつ実行可能な方策を必ず提示することを基本とした。9月末にまとめた第1次案を、全学的立場から2名の副学長（教学担当及び事務局長兼務）が調整し、委員会での審議を経て原案を作成した。その後、大学基準協会の事前チェックの結果を受けて修正を施した上、草案を決定し、当初の予定どおり関係書類を提出することができた。大学評価を受審された他の大学の例と比べると、本学の作業は短期間であったが、前回の自己点検・評価作業の改善に努めた結果と考えている。

今後の取組

現在、自己点検・評価の組織については、自己評価委員会と静岡県公立大学法人中期・年度計画推進委員会の2本立てとなっている。また、それぞれの専門部会、作業部会のメンバーはかなり重複している。自己点検評価項目と中期目標、中期計画及び事業年度実績評価項目は、重なる部分が多いことから、今後、両委員会の有機的な連携・改編を進め、より効率的な自己点検評価体制の構築が必要と考えている。

認証基準から参考基準への転換の意味

— 認証評価第2期目に向けて —

井上 琢智 大学評価委員会・基準委員会委員
関西学院大学経済学部教授

1991年の大学設置基準改正（「大綱化」）から始まった「自己点検・評価」の動きは、全国の大学に大きな波紋を広げた。「学問・研究の自由への侵害」「教育の自由への干渉」「文部省の管理強化」など表現は違っても、「自由な教育・研究の場」への干渉だと捉えられた。まさにそれは「～からの自由」を謳歌していると盲信していた大学教員への挑戦だと思えたからであろう。関西学院大学では、1993年度から「大学自己点検・評価」制度を導入し、1994年に『関西学院大学白書』を刊行するなどその第一歩を踏み出したが、この自己点検・評価は、本学など一部の大学を除いて、残念ながら多くの大学では試行錯誤の繰り返しであった。

その後、少子化を問題視しながらも、規制緩和策の一環として株式会社による大学経営が現実化するなど、教育の分野ではその導入が相応しくない競争原理が導入された。そして、大学の社会的責任を明示する手段として、2003年には、学校教育法において「自己点検・評価」の実施と結果の公表、文部科学大臣から認証された評価機関の評価を受けることが義務化された。まさに認証評価第一期の始まりであった。

この一期目を終った今、この義務化の力を借りて自主的・自立的に自己点検・評価する制度を学内に制度として組み入れ、それを毎年実施してきた大学が、ましてや自己点検・評価に加えて改善の「行動」を起こし得た大学がどれだけ育ったのだろうか。このPDCAサイクルの実行こそが、自主・独立した大学の要件であり、「真の自由」すなわち「～からの自由」を越えた「～への自由」を得た大学となり得るのである。

このような不安を抱えながらも、大学基準協会は第2期目から大学評価システムを改定するが、今回の改定は「大学の自主的・自立的な質保証システム」の確立を大学に要請するものであり、そのシステムを通じて「大学教育の実質化を促進させていくこと」に主眼を置くものとなった。具体的には学士課程、修士課程・博士課程の基準を「評価者が依拠する基準ではなく

各大学が参考にできる基準として位置づける」（「学士課程基準、修士・博士課程基準の改定の趣旨について」を参照）ことになる。

そこでは理念すなわち建学の精神の多様性が、これまでと同様認められ、各大学の多様性がそれぞれ価値あるものとして認められる一方、質保証のためにそのPDCAサイクルを恒常的に回すことが求められている。各大学は、独自の理念・目的にしたがって、参考基準となった各課程基準を参考に、大学の独自性を示す基準を定め、その評価基準を計る評価項目を設定し、その上でPDCAサイクルを回さなければならない。したがってこの質保証システムに携わる者は絶えず現システムを問い直し、改善していく意識とその行動が求められ、大学が大学として存続する限り、そのサイクルは上昇スパイラルに乗ることが求められることになっている。まさにそれは永遠に続く運動なのである。その限り大学基準協会をはじめとする認証評価機関は、そのサポート役に徹することになる。“education”という言葉は、“e(x)”が「～から」と“duco”が「導く」とを意味するラテン語に語源をもっている。人が生まれながらに持っている才能を引き出すことが“education”なのである。このことを考えると、大学基準協会もまた各大学が創立時から持っている理念・才能を花咲かせるための一教師にすぎないということになる。

人の多様性を認める以上、その多様性を育む教育もまた、それゆえ教育機関の多様性も認められなければならない。教育の場における競争の過度の導入は、大学の寡占化を招く。それは悪くすると教育機関の多様性の否定、教育の多様性の否定、最終的には人の多様性の否定を招くことになる。これは避けられなければならない。そのためには、大学が「倚(よ)りかからず」、「自主・独立」の道を歩み続ける必要がある、そのためにPDCAサイクルを回し続けることが必要である。これこそ第2期目の課題なのである。

Association of Asia-Pacific Business School (AAPBS) への加盟について

中村 安希 大学基準協会 大学評価・研究部
審査・評価系

本協会では、2008（平成20）年度より経営系専門職大学院認証評価を開始し、3年が経過した。今後、わが国の経営系専門職大学院を含むビジネススクールの質向上に関する支援を行うにあたり、評価の国際化促進の一環として、2010（平成22）年10月にAAPBSへAssociate Memberとして加盟することとなった。

AAPBSは、2004（平成16）年にアジア太平洋地域のビジネススクール11校を発起人とし、アジア太平洋地域におけるビジネス教育・マネジメント教育の質の向上を図ることを目的として発足した団体である。現在の会員数は本協会を含む133団体であり、本部を韓国・ソウルに置いている。日本における会員としては、発足時のメンバーである慶應義塾大学のほか、関西学院大学、名古屋商科大学、立命館アジア太平洋大学のビジネススクールが参加している。また、海外のビジネススクール評価機関であるAACSB International（米国）とEFMD（ベルギー）がAssociate Memberとして加盟している。

2010（平成22）年度のAAPBS第6回総会は慶應義塾大学が開催校となり、10月28日～29日まで慶應義塾大学日吉キャン

パス協生館にて開かれた。今回の総会は、「Strategic Change for Sustainable Management」をテーマとし、社会変化に伴うビジネススクールのあり方やファミリービジネスや環境技術に関する戦略について議論が行われた。中でも、グローバルとローカル、アカデミックとビジネスのように相対する事象をどのようにバランスをとりつつ教育を行っていくのかという議論があり、本協会の経営系専門職大学院認証評価においても同様の点が課題となっているため、関心を深める機会となった。また、休憩や昼食時間等を利用し、多くのビジネススクール関係者と交流を持つことができたことは有意義であった。

今後、本協会ではAAPBSの催物への参加や会員校間の交流を通し、国際的なビジネススクールの動向及びビジネススクールの評価に関して情報を収集し、本協会の評価制度の見直しに役立てていきたい。また、AAPBSを通じて収集した情報をわが国の経営系専門職大学院を含むビジネススクールへの情報発信を行っていくとともに、本協会から海外のビジネススクール及び評価機関等に対して情報発信を行うことについても積極的に取り組んでいきたい。

平成22年度訪米調査について

松坂 顕範 大学基準協会 大学評価・研究部
企画・調査研究系

平成22年9月22日から27日にかけて、米国の大学及びアクレディテーション関係の団体に対する訪問調査を実施するとともに、現地のアクレディテーション団体が主催する評価者研修セミナーにオブザーバーとして参加した。この訪米調査には、事務局より工藤潤大学評価・研究部長、蔦美和子大学評価・研究部審査・評価系副主幹及び松坂顕範が参加した。近年国際的に、アクレディテーションあるいは質保証全般のテーマとして「ラーニング・アウトカム」「アカウントビリティ」等が取り沙汰されているが、今回の訪米調査はこうしたテーマをめぐる米国の動向を探るために行ったものである。具体的には、3大学（ニューハンプシャー大学、マサチューセッツ大学ボストン校（以上2校は州立大学）及びタフツ大学（私立大学））、1アクレディテーション団体（ニューイングランド地区基準協会：NEASC）、アクレディテーション団体を相互調整する団体（高等教育アクレディテーション評議会：CHEA）を訪問し、NEASC主催の評価者研修セミナーに参加した。

各大学への訪問調査においては、学生のラーニング・アウト

カム評価を1つの切り口としながら、大学内におけるプログラム・レビューの仕組みや、現場の声等、それぞれの大学における現状調査を行った。また、NEASC、CHEAを訪問し、アクレディテーション当事者の声を聴取しながら、近年のアクレディテーション活動やその環境について調査を行った。これらにあわせて米国の評価者研修セミナーに参加できたことは、評価機関に勤める者として刺激的であったと思う。

これらの成果については、関係各位と共有するために調査結果としてとりまとめ、正会員校等にご提供する予定である。



新大学評価システムシンポジウム

「新たな大学評価の理念－内部質保証システムをいかに評価するか－」を終えて

松坂 顕範 大学基準協会 大学評価・研究部
企画・調査研究系

平成23年1月12日に、標記シンポジウムを開催した（於東京国際交流館）。平成23年度から新しい大学評価（大学機関別の認証評価）を運用するにあたって、昨秋、各正会員大学から大学評価委員会委員候補者及び大学評価分科会評価委員候補者のご推薦を頂いたところであるが、今回のシンポジウムはこうした方々（以下、評価者という。）を対象としたもので、評価者と本協会が評価に当たっての基本的な考え方を共有することを目的として実施したものである。

シンポジウムは、基調講演及びパネルディスカッションの2部構成で行った。基調講演においては、鈴木典比古国際基督教大学学長及びパトリシア・M・オブライエン氏の2氏から、大学評価、質保証に関わる講演を賜り、また、これを受けたパネルディスカッションにおいては、基調講演の2氏のほか、井上琢智関西学院大学教授（4月より学長）、生和秀敏本協会特任研究員にご登壇いただき、会場からの質疑を交えつつ行った。

基調講演者の1人であるオブライエン氏は、米国の地区別ア krediteーション団体の1つであるニューイングランド地区基準協会（NEASC）で副統括（Deputy Director）を務めている。本協会とNEASCとは、これまで交流を重ねてきた歴史があり、そもそも米国のア krediteーション団体をモデルとして設立された本協会は、評価思想などの面において、米国のア krediteーション制度から多くの示唆を得てきた経緯がある。本シンポジウムにおいてオブライエン氏を招聘したのも、米国のア krediteーション、ことに大学内部での質保証活動に対する評価のあり方について話題を提供してもらい、本協会の新しい大学評価において重要な論点となる内部質保証について認識を深めていきたいという意図からである。

大学の学長であるとともに、本協会の大学評価委員会委員長、大学評価企画立案委員会委員長という立場にある鈴木学長は、「国際基準の教育の質保証と授業運営」を具体的なテーマとし、本協会の目指す大学評価の方向性及び大学としての取り組みの両面について話題をご提供くださった。また、オブライエン氏は、NEASCの評価体制、プロセス、特に内部質保証に対する評価について事例紹介を行ってくださった。

内部質保証、具体的なシステムとしてそれは、いわゆるPDCAのシステムといえる。対外的な面（例えば大学評

価時）でいえば、大学がPDCA各局面での取り組みの適切性を証明していくことといえる。ここでいう「証明」とは、別な見方をすれば、大学が自らを積極的にアピールするということでもあり得る。鈴木学長の基調公演において、そうした「アピール」としての捉え返しの重要性が指摘され、会場からの質疑を交えたパネルディスカッション時においても、このことが話題の1つとなった。評価者の側から言えば、これに対する評価とは、エビデンスをもとに「証明」を読み解き、大学をよく理解していくことが基礎となると考えられるが、オブライエン氏の基調講演、会場からの質疑からもその重要性を認識させられたところである。

300名近い方々にご参加頂き、盛会のうちに終えることができたことを、担当者の1人としてうれしく思う。本協会は、今後とも大学関係者、評価者等が、意見を交換し、認識を深めるための機会を企画していければと考えている。



※本シンポジウムにご参加頂いた方々に、改めて感謝申し上げます。

「大学職員（研修修了者）と大学基準協会職員との合同研究会」を終えて

木村 健悟 学校法人中央大学 総合企画本部
（研修期間：平成14年7月1日～平成16年6月30日）

去る2010年11月5日、(財)大学基準協会において「大学職員（研修修了者）と大学基準協会職員との合同研究会」が発足・開催された。この研究会は、同協会において専門職員として大学評価の業務に携わった元研修員（計21名）と、同協会職員（計26名）並びに現研修員（計18名）による双方のネットワーク構築のほか、国内外における高等教育の質保証を取り巻く諸課題等について研究しながら、相互に研鑽し合う場として立ち上げられたものである。

第1回目となる研究会は、筆者のほか、澤登秀雄氏（創価大学）、工藤潤氏（大学基準協会）の3名による研究報告と、これに対する質疑応答及び意見交換を行うスタイルで進められた。

具体的な研究報告の内容について、まず「『自己点検・評価』を起点とした自己改善メカニズムの構築に向けて」と題する私の報告では、大学内に内在する主要な複数のPDCAサイクルを可能な限り連動させて行う「プロセス・マネジメント」の観点を基軸として、「自己点検・評価」を起点とした自己改善メカニズムの構築に向けた本学の試行的取組を取り上げ、全学的な自己点検・評価結果を実際の大学マネジメントに組織的に連動・活用する仕組みを構築することの緊要性について強調した。



また、「大学基準協会出向 その意義と期待」と題する澤登氏の報告からは、大学・学部が予め期待する学習成果である「ラーニング・アウトカムズ」の見直しと、その成果を図るアセスメント方法の再編を通じて、当該エビデンスを複合的に組み合わせた自己点検・評価及び教育改革を志向する視点について、さらに、「内部質保証の本質を探る—諸外国の評価基準を参考に—」と題する工藤氏の報告からは、ENQA（European Network for Quality Assurance in Higher Education）をはじめとする諸外国の質保証に係る基準・ガイドライン等の事例にみる「教育プログラム・レビュー」の一義的責任の所在と、当該レビュー・プロセスに学外者の視点・参画を得ることの重要性等について、大変示唆に富んだ報告がなされたことは、当該研究会としての大きな成果に繋がるものであった。

各大学においては自己点検・評価活動の高度化と、評価結果のマネジメントへの実質的活用を含めた内部質保証システムの構築が求められている。本合同研究会が認証評価機関及びこれを受審する大学の双方における質保証に向けた活動を、互助の精神によって高めあう場として更に活性化されることを切に願うものである。

澤登 秀雄 創価大学 教務部教務第1課 課長
（研修期間：平成16年4月1日～平成17年3月31日）

2009年12月、私が所属する創価大学のFDフォーラムでの基調講演を寺崎昌男先生（立教学院本部調査役）にお願いした。講演の中でSDのツールとして、部署異動、外部講習会等への参加、大学院、を主なものとして挙げられていた。それぞれ一長一短はあるが、多くの大学がこれらを通してSDを推進していることは事実であろう。講演会終了後、寺崎先生とお話する機会があったので、上記3つにもうひとつ、関連機関・団体等への出向を加えて欲しい旨のお願いをしたら、ありがたくもご快諾いただき、これ以降の講演の中に加えて下さっている。

私は2004年度の1年間大学基準協会に出向したが、ここには良質なOJTが間違いなく存在する。出向直前まで企画課に所属し、法科大学院の設置申請など管理系業務が主だった私は、例えば当時の評価項目の「教育内容・方法等」の領域は未知の世界だった。出向してからが日々勉強で、それは実際に担当大学の評価作業に直結している。当然評価項目は他にも多数あり、多くの知識を身に付け、活用することができた。そして何よりもこれらを通して、大学界全体への視点や自大学の全体像把握と将来への責任感

を養うことができた。出向前と出向後では意識と知識に各段の違いがあり、それは今もってなお活き続け、むしろ大きくなっている。

毎年協会が大学職員を受け入れることは、ひとりの大学職員にとっても、大きな意味があり、それを継続することで、意識改革がなされた職員を組織的に輩出することになるだろう。

2010年11月5日に発足した「大学職員（研修修了者）と大学基準協会職員との合同研究会」には、58名の職員が集まった。今まで以上に職員の意識改革とネットワークの拡大を生むことは間違いない。今後継続的に開催されると伺ったが、構成員が順番に研究発表してもよいだろう。また、大学の様々なセクションから職員が集まっているので、同じ業務系列で分科会を形成し、意見交換を行いつつ、互いの大学を視察し合うことなども、より具体的な成果を生む可能性がある。

研修修了職員と現在出向している職員、そして協会事務局職員とが啓発し合う場として、今後の継続的かつ活発な研究会運営を願っている。

ブックレビュー

齋藤清二、西村優紀美、吉永崇史 著
 『発達障害大学生支援への挑戦
 —ナラティブ・アプローチとナレッジ・マネジメント—』
 (金剛出版)
 2010年10月 274頁 3,200円+税



発達障害は、これまで小児期特有の問題であると考えられ、青年期以降の問題として取り扱われることは希であった。ところが、最近になって、マスコミ等で「発達障害」という言葉が広く使われるようになると、大学においても、他人とのコミュニケーションが苦手な場の雰囲気を読めない学生を指して、「発達障害ではないか」「アスペルガーではないか」と考える風潮が急速に広がっている。発達障害については、その診断基準も未だ流動的であり、はっきりとした診断には至らずグレーゾーンと判断されるケースも少なくない。発達障害に関しては、診断そのものよりも、「何が出来て何が出来ないのか?」「どのような支援があれば上手くやれるのか?」といった「アセスメント」の方が重要であることは経験豊かな専門家の一致した意見である。

本書では、学生による振り返りを物語的に捉え、たくさんのお話を通じて、自分自身で自分の特性を理解

し、どのようにすれば、物語が変わっていくかを支援者とともに考えていく「ナラティブアセスメント」を提唱している。これは、経験した辛い出来事を、いったん言葉にして他者に語ることで、現実から少し距離を置いて自分を振り返ることが可能になり、「こういうことが自分に起こったんだ」と物語的に理解できる体験に再構成させることから始まる。そして、自分を苦しめているのは、自分自身(自我)なのではなく、そこで起こった問題そのものなのだ、まさに「問題が問題なのだ」ということを学生に気づかせ、さらに今何をどのようにすれば、物語を少しでも変えることが出来るのかを支援者との対話の中で見つけられるよう支援する。本書を読み進めると、筆者らが、物語の持つ曖昧さや多様性を受け入れながらも、物語は必ず変えられるという信念を持って学生に関わり続けている様子が伝わってくる。また本書では、ナラティブアセスメントを用いたアプローチの他、トータルコミュニケーションプログラムやナレッジマネジメントという新しい教育法や支援システムについても提唱している。発達障害学生への就職支援活動も含めた筆者らの真摯な取り組みは、学生支援に関わる全ての人に数々の大切なメッセージを与えることになるであろう。

田中 克俊 北里大学大学院 医療系研究科教授

草原克豪 著
 『大学の危機
 —日本は21世紀の人材を養成しているか—』
 (弘文堂)
 2010年11月 278頁 2,500円+税



本書では、戦後半世紀にわたる大学改革の課題は、ほとんどが新しい大学制度の発足に伴う制度的な欠陥への対応であって、21世紀の大学改革の課題は、「教育の質」の向上であると述べている。「教育の質」を問題にするということは、大学が社会から負託された使命や目的を改めて確認することであり、そのうえで、その目的を達成するためにはどのような教育を行う必要があるのかを議論しなければならないと言っている。著者は、現代の大学の基本的な使命は、①教養のある社会人の養成、②質の高い専門家の養成、③知見の創造、④多様な人生設計への支援の4つの機能にあると述べ、それぞれの観点から日本の大学の問題点を探り、問題解決の方法について議論している。た

だし、これらの機能は大学のシステム全体に求められているものであり、個々の大学はそれぞれの判断により独自の使命を明確にして貢献すればよいと述べている。大学改革は大学が自らの存続と発展のために必要であり、大学自身の責任で主体的に取り組む必要があり、学生、親、企業、地域社会、諸外国などからの評価に、目を向けながら教育の質の向上を図っていかなくてはならないと述べている。そのためにも政府は、大学の自己改革の主体性、大学の教育の目的・目標の多様性を尊重して、全体的な立場からの制度改革や資金配分などの基盤づくりを行い、ある目標に向けて、「上から引き上げる」ための施策を行う必要があるとしている。さらに、21世紀の今日、グローバル化の波が教育の領域にも及び国境がなくなっており大学はそれにも対応する必要がある、また地球環境を維持しつつ人類社会の持続的な発展を図っていく新しい課題に挑戦しなくてはならないと書かれている。本書は、21世紀の大学の社会的使命を果たすための示唆に富んだ一冊である。

廣川 二郎 東京工業大学 理工学研究科准教授

大学教育情報の開示の意義

黒田 壽二

大学基準協会副会長
金沢工業大学 学園長・総長
前中央教育審議会大学分科会質保証システム部会部会長

文部科学省は、政策誘導策として、平成17年の将来像答申、平成20年の学士課程答申、大学院教育実質化答申等大学教育改革の推進を促してきた。平成22年は教育情報の公表、社会的・職業的自立に向けた指導、就職活動支援、キャリア形成支援、大学教育の質保証と向上、多様な学生に対する受け入れ態勢の整備・促進など、学校教育法や関連法規の改正、大学設置基準の改正など数多くの政策が施行された。

特に今年の4月1日施行で義務化された教育情報の公表は、自らの大学の現状と将来を国民一般に開示する重要なツールの一つとなる。各大学の情報開示が、誰に対して、何をどのような目的を持って公表したらよいか、今から準備する必要がある。しかも、大学法人は教育情報、財務・経営情報についてホームページを介して公表すべきとしている。

このことは、大学が機能分化をしていく上でも避けて通れない重要な課題となっており、各大学がどのような大学であるか、「学生は何を学び、何が得られるか」を自ら国民に訴え、理解を得なければ、多様に変化する中で埋没しかねない。大学の広報力も合せ問われる時代でもある。

教育情報開示の在り方については、中教審大学分科会質保証システム部会が中心となり、審議を精力的に進めてきた。その中で、公開に当っては、数値を率で公表することや出口管理の適正化を示すアウトカムズ、学習成果の公表の在り方等が議論された。その過程で、数値に関わるものを率によって公表すべしとの意見も多く出されたが、たとえば、退学率や卒業率、留年率、就職率、定員充足率といったものは、大学の規模の母数値の大小によって実数に大きな差が生じてくる。ただ単に率の比較で良し悪しを決められることになれば大学への影響が計り知れない。特に、中退率や卒業率、留年率等学位授与に関わる数値は、大学の出口管理すなわち学習成果の質保証を推進する上でも、この率だけが一人歩きすることで弊害を生じる恐れが出てくる。

このような議論を進める中で、教育情報の公表を義務規定、努力義務規定、国際的通用性ある開示項目例示に区分し、義務規定では、数値を実数で公表することに留め、学校教育法施行規則等の規定が整備された。

義務化された教育情報開示の公表項目は9項目あり、

①大学の教育研究上の目的に関する事、②教育研究上の基本組織に関する事、③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事、④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事、⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事、⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事、⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事、⑧授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関する事、⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事、と規定されている。これらはすでに各大学において、大学要覧や募集要項に記載されているものと解されているが、これらの項目を受験者や保護者、一般社会人により広く分かり易く理解してもらえるように系統だった公表の在り方を工夫しなければならない。また、努力義務化されたものについては、さらにより詳細な情報を網羅することを求めており、国際競争力向上に向けては、より具体的国際比較可能な情報の開示が求められている。

この情報開示の目的は、今まで画一化されてきた大学が、中教審「高等教育の将来像」答申で示された機能別分化の推進において、どのような機能に重点を置くのか、濃淡の付け方が各大学に任されていることから、個々の大学の理念や教育目標・目的を社会やステークホルダーに示し、理解を得ることにある。すなわち、大学教育の内容(学士課程教育プログラム)の多様化が進展することになり、一口に大学といってもそれぞれの教育目的、学習成果の内容は異なったものとなってくる。自ら大学教育の教育研究内容を開示しなければ、どのような大学であり、何を学べる大学なのかが国民一般に理解されなくなることは明らかであろう。したがって、教育情報の公表は法的に強制された義務というよりも大学に与えられた自らの責務であると考えべきである。ここに「教育情報の公表」の主体があると考える。

各大学が関連答申で示されたように多様化、個性化、特色化に向け自ら率先して改革を進め、個性輝く特徴を持った大学になることを切に願ってやまない。

大学基準協会ニュース

公衆衛生系専門職大学院認証評価機関として

平成22年3月、公衆衛生系専門職大学院を設置する九州大学、京都大学、東京大学の3専門職大学院の長より、本協会へ認証評価機関の申請の依頼があり、同年4月23日開催の理事会の承認を得て、公衆衛生系専門職大学院認証評価検討委員会を設置することとなった。その後、小杉京都大学教授を委員長とし、関係機関等所属の委員10名の上記委員会を5回開催して、評価基準及び評価体制・プロセス等について、公衆衛生系専門職大学院の状況等を踏まえつつ、本協会で行先して実施している3つの専門職大学院認証評価を参考に検討が重ねられた。

なお、基準については、検討途上において、パブリック・コメントを実施し、公衆衛生系専門職大学院、全医学部長、厚生労働省、各都道府県の保健所等の関係機関及び本協会の正会員校から多くの意見をいただいた。上記委員会の検討は10月に終了し、その検討結果は同年11月19日開催の理事会において承認され、現在、認証評価機関として認証を受けるべく、文部科学大臣に申請中である。

諸外国の高等教育関係機関関係者の来局

近年、諸外国の評価機関や高等教育関係機関からの本協会への来訪者が増えている。

平成22年6月16日～28日は、マレーシア資格機構(MQA)から研修員として、5名のスタッフを2週間ほど受け入れた。その概要は、「じゅあ」前号で紹介されたところである。

また、10月4日、大学評価・学位授与機構で研修を受けていたインドネシアの大学関係者が、さらに11月4日、中国高等教育国際交流会の関係者が来局した。両機関に対して、本協会側から日本の質保証システムと本協会の大学評価システム、なかんずく平成23年度からの新大学評価システム等について紹介し、意見交換を行った。

高等教育のグローバル化が進展するに伴い、それぞれの国では高等教育の国際的通用性・信頼性の確保が最重要課題として位置づけられるようになってきている。そうした状況の中で、高等教育の質保証と向上をいかに実施していくべきか、他国の質保証・向上システムのあり方に興味が注がれているようである。

『正会員大学プロフィール —正会員大学のいま— 2010』(じゅあ別冊)を発行しました

毎号、本ページに「正会員大学プロフィール」のコーナーを設け、正会員6校ごとにご紹介を行ってまいりました。この度、全正会員校のプロフィールを1冊にまとめて、「じゅあ別冊」として発行致しました。ご協力いただいた正会員校の皆様には、改めて感謝申し上げます。

本冊子では、平成22(2010)年度の各校のニュースや特色ある取組についてもご紹介しております。正会員・賛助会員校及び関係機関の皆様へは既にお送りしておりますが、本協会ホームページ(<http://www.juaa.or.jp/publication/about/index.html>)でも公開いたしますので、ご覧いただき情報収集にご活用いただければ幸いです。



募集のテーマ

- ①「大学時論」……………毎号1篇
900字程度——広く大学論、教育論に関わるもの
- ②「会員の広場」……………毎号数篇
400字程度——高等教育あるいは大学基準協会を取り巻く諸問題についてのご意見等

投稿規定

- ※ 寄稿資格は広く大学機関にご関係の方。氏名のほか、所属、職名、専攻を記入。字数は、左記の通りで、締切は6月上旬です。
- ※ 採否は広報委員会が決定し、原稿は返却いたしません。
- ※ 掲載原稿には内規により薄謝を呈します。
- ※ 送付先 〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13
財団法人 大学基準協会 総務課

広報委員会

委員長 中村信一(金沢大学)
委員 有満保江(同志社大学) 亀澤美由紀(首都大学東京) 鈴木健(明治大学)
田中克俊(北里大学) 廣川二郎(東京工業大学)

“じゅあ”は関係方面はじめ会員大学の専任教員並びに課長職以上の方々にお配りしています。送付部数に変更のある場合は事務局までご連絡下さい。また、“じゅあ”は本協会ホームページからダウンロードできます。

編集後記

「ハーバード白熱教室」のサンデル教授が話題になっています。彼の学生参加型の授業を見て、日本の大学は、授業を通じてどのような学生を育てるかをもちと議論すべきだと感じました。例えば、対人関係を構築するコミュニケーション力、交渉のできるディベート力、異文化に適應できる外国語能力、複数の問題解決案を比較検討できるクリティカル・シンキングなどです。社会に望まれる学生の養成とカリキュラムをどのように組み合わせるかという議論を、我々今後は避けず通れませぬ。(鈴木 健)